Ⅱ 参考

1 厚生労働省における政策体系(基本目標、施策大目標及び施策目標)(第4期=平成29年度~平成33年度)~政策評価の対象~

- (1) 基本目標は、厚生労働行政全般を対象として、達成すべき基本的な目標を掲げたものである。
- (2) 施策大目標は、基本目標を達成するために実施する施策に関する具体的な目標を掲げたものである。
- (3) 施策目標は、施策大目標を達成するために実施する施策に関する具体的な目標を掲げたものである。

政策体系(基本目標、施策大目標、施策目標)

平成30年4月

基本目標I		安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること				
施策大目標1		地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること				
	1-1 1-2	日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること 効率的かつ質の高い医療を提供するために病床機能の分化・連携を推進するとともに、在 宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること				
施策大目標2		必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること				
	2-1 2-2	今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること 医療従事者の資質の向上を図ること				
施策大目標3		利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること				
	3-1 3-2	医療情報化の体制整備の普及を推進すること 医療安全確保対策の推進を図ること				
施策大目標4		国が医療政策として担うべき医療(政策医療)を推進すること				
	4-1	政策医療を向上・均てん化させること				
施策大目標5		感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保 すること				
	5-1					
	5-2	難病等の予防・治療等を充実させること				
	5-3	適正な移植医療を推進すること				
	5-4	原子爆弾被爆者等を援護すること				
施策大目標6		品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器・再生医療等製品を国民が適切に利用でき るようにすること				
	6-1	有効性・安全性の高い新医薬品等を迅速に提供できるようにすること				
	6-2	医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること				
,	6-3	医薬品の適正使用を推進すること				
施策大目標7		安全な血液製剤を安定的に供給すること				
	7—1	健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、使用適正化を推進し、安全性の向上を 図ること				
施策大目標8		革新的な医療技術の実用化を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること				
	8-1	革新的な医療技術の実用化を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること				
施策大目標9		全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること				

	9—1	データヘルスの推進による保険者機能の強化等により適正かつ安定的・効率的な医療保険 制度を構築すること
	9-2	生活習慣病対策等により中長期的な医療費の適正化を図ること
施策大目標10		妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場 所で、国民的な健康づくりを推進すること
	10-1	地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる地域保健体制の確保を図る こと
	10-2	生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図ること
	10-3	総合的ながん対策を推進すること
施策大目標11		健康危機管理を推進すること
	11-1	健康危機が発生した際に迅速かつ適切に対応するための体制を整備すること
基本目標Ⅱ		安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること
施策大目標1		食品等の安全性を確保すること
	1-1	食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること
施策大目標2		安全で質が高く災害に強い持続的な水道を確保すること
	2-1	安全で質が高く災害に強い持続的な水道を確保すること
施策大目標3		麻薬・覚醒剤等の乱用を防止すること
	3-1	規制されている乱用薬物について、不正流通の遮断及び乱用防止を推進すること
施策大目標4		国民生活を取り巻く化学物質による人の健康被害を防止すること
	4-1	化学物質の適正な評価・管理を推進し、安全性を確保すること
施策大目標5		生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること
	5—1	生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与す ること
基本目標皿		働く人が安心して安全で快適に働くことができる環境を整備すること
施策大目標1		労働条件の確保・改善を図ること
	1-1	労働条件の確保・改善を図ること
	1-2	最低賃金引上げに向け中小企業・小規模事業者の生産性向上の支援を図ること
施策大目標2		労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりを推進すること
	2-1	労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりを推進すること
施策大目標3		労働災害に被災した労働者等に対し必要な保険給付を行うとともに、その社会復帰の促進 等を図ること
	3-1	被災労働者等の迅速かつ公正な保護を図るため、必要な保険給付を行うこと
	3-2	被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること
施策大目標4		安定した労使関係等の形成を促進すること
	4-1	労使関係が将来にわたり安定的に推移するよう集団的労使関係のルールの確立及び普及等 を図るとともに、集団的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図ること
施策大目標5		労働保険適用徴収業務の適正かつ円滑な実施を図ること

基本目標Ⅳ		非正規労働者の処遇改善、女性の活躍推進や均等待遇、ワーク・ライフ・ バランスの実現等働き方改革を推進すること
施策大目標1		男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、女性の活躍推進、仕事と家庭の両立支援等を 推進すること
	1-1	男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、女性の活躍推進、仕事と家庭の両立支援等を 推進すること
施策大目標2		非正規雇用労働者(有期契約労働者・短時間労働者・派遣労働者)の雇用の安定及び人材 の育成・待遇の改善を図ること
	2-1	非正規雇用労働者(有期契約労働者・短時間労働者・派遣労働者)の雇用の安定及び人材 の育成・待遇の改善を図ること
施策大目標3		働き方改革により多様で柔軟な働き方を実現するとともに、勤労者生活の充実を図ること
	3-1	長時間労働の抑制、年次有給休暇取得促進等により、ワーク・ライフ・バランスの観点から多様で柔軟な働き方を実現すること
	3-2	豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること
施策大目標4		個別労働紛争の解決の促進を図ること
	4-1	個別労働紛争の解決の促進を図ること
基本目標Ⅴ		意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者 の職業の安定を図ること
施策大目標1		労働力需給のミスマッチの解消を図るために需給調整機能を強化すること
	1-1	公共職業安定機関等における需給調整機能の強化及び労働者派遣事業等の適正な運営を確 保すること
施策大目標2		雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること
	2-1	地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること
施策大目標3		労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること
	3-1	高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること
施策大目標4		失業給付等の支給により、求職活動中の生活の保障及び再就職の促進等を行うこと
	4-1	雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること
施策大目標5		求職者支援制度の活用により、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援すること
	5—1	求職者支援訓練の実施や職業訓練受講給付金の支給等を通じ、雇用保険を受給できない求 職者の就職を支援すること
基本目標Ⅵ		労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮 できるような環境整備をすること
施策大目標1		多様な職業能力開発の機会を確保すること
	1-1	多様な職業能力開発の機会を確保し、生産性の向上に向けた人材育成を強化すること
施策大目標2		働く者の職業生涯を通じた持続的な職業キャリア形成への支援等をすること
	2-1	若年者の雇用を促進すること(基本目標V施策目標3一1を参照)
	2-2	若年者等に対して段階に応じた職業キャリア支援を講ずること
	2-3	福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等をすること

施策大目標3		「現場力」の強化と技能の継承・振興を推進すること
	3-1	技能継承・振興のための施策を推進すること
基本目標垭		安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進する こと
施策大目標1		利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子ども・子育て支援を提供し、子ど もの健全な育ちを支援する社会を実現すること
	1-1	保育の受け皿を拡大するとともに、それを支える保育人材の確保を図ること
	1-2	地域におけるニーズに応じた子育て支援等施策の推進を図ること
施策大目標2		児童虐待や配偶者による暴力等の発生予防から保護・自立支援までの切れ目のない支援体制を整備すること
	2-1	児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への更なる支援体制の充実を図ること
施策大目標3		母子保健衛生対策の充実を図ること
	3-1	母子保健衛生対策の充実を図ること
施策大目標4		ひとり親家庭の自立を図ること
	4-1	ひとり親家庭の自立のための総合的な支援を図ること
基本目標垭		ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供 するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること
施策大目標1		生活困窮者等に対し適切に福祉サービスを提供するとともに、地域共生社会の実現に向け た体制づくりを推進し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること
	1-1	生活困窮者等に対し適切に福祉サービスを提供するとともに、地域共生社会の実現に向け た体制づくりを推進し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること
	1-2	自殺総合対策大綱に基づき、自殺対策を推進すること
施策大目標2		福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること
<u> </u>	2-1	福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること
施策大目標3		戦傷病者・戦没者遺族等への援護、戦没者の遺骨の収集等を行うこと
	3-1	戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等の援護を行うこと
	3-2	戦没者遺骨収集事業の推進等により、戦没者遺族を慰藉するとともに中国残留邦人等に対 する自立支援等を行うこと
基本目標区		障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくり を推進すること
施策大目標1		必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を 総合的に支援すること
	1-1	障害者の地域における生活を総合的に支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域に おける支援体制を整備すること
	1-2	障害者の雇用を促進すること(基本目標V施策目標3一1を参照)
基本目標X		高齢者ができる限り経済的に自立できるよう、所得確保の仕組みの整備を 図ること
施策大目標1		老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること
	1-1 1-2	国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築し、適正な事業運営を図ること 高齢期の所得保障の重層化を図るため、私的年金制度の適切な整備及び運営を図ること

施策大目標2		高齢者の雇用就業を促進すること(基本目標 V 施策目標3-1を参照)
基本目標XI		高齢者ができる限り自立し、住み慣れた地域で自分らしく、安心して暮ら せる社会づくりを推進すること
施策大目標1		高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう必要なサービスが切れ 目なく包括的に確保される地域包括ケアシステムを構築すること
	1-1	医療と介護の連携(基本目標 施策目標1-2を参照)
	1-2	高齢者の在宅生活に必要な生活支援・介護予防サービスを提供するとともに、生活機能の 維持向上によって虚弱を防ぎ元気で豊かな老後生活を支援すること
	1-3	総合的な認知症施策を推進すること
	1-4	介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備 を図ること
基本目標ⅩⅡ		国際化時代にふさわしい厚生労働行政を推進すること
施策大目標1		国際社会への参画・貢献を行うこと
	1-1	国際機関の活動への参画・協力等を通じて、保健・労働等分野において国際社会に貢献す ること
	1-2	開発途上国の人材育成等を通じた国際協力を推進し、連携を強化すること
施策大目標2		国際化に対応した施策を推進すること(再掲)
	2-1	医療の国際展開を推進すること(基本目標 I 施策目標1一1及び8一1を参照)
	2-2	感染症の発生・まん延の防止等を図ること(基本目標 I 施策目標5一1を参照)
	2-3	外国人労働者対策を推進すること(基本目標V施策目標3一1を参照)
基本目標ⅩⅢ		国民生活の向上に関わる科学技術及び医薬品等の研究開発の振興並びに保 健衛生分野の調査研究の充実を図ること
施策大目標1		国立試験研究機関の適正かつ効果的な運営を確保すること
	1-1	国立感染症研究所など国立試験研究機関の適正かつ効果的な運営を確保すること
施策大目標2		研究を支援する体制を整備すること
	2-1	厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施及び医薬品等の研究開発の促進並びに保健 衛生分野の調査研究の充実を図ること
基本目標ⅩⅣ		国民生活の利便性の向上に関わるICT化を推進すること
施策大目標1		
		電子行政推進に関する基本方針を推進すること
	1-1	電子行政推進に関する基本方針を推進すること 行政分野へのIT(情報通信技術)の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の 利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図ること
	1-1 1-2	行政分野へのIT(情報通信技術)の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の
施策大目標2		行政分野へのIT(情報通信技術)の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図ること 社会保障・税番号制度について、国民の理解を得ながら、その着実な導入を図るとともに、
施策大目標2		行政分野へのIT(情報通信技術)の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図ること 社会保障・税番号制度について、国民の理解を得ながら、その着実な導入を図るとともに、 社会保障・税番号の利活用を推進し、国民の利便性の向上を図ること 医療・健康・介護・福祉分野の情報化を推進すること(再掲)
	1-2	行政分野へのIT(情報通信技術)の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図ること 社会保障・税番号制度について、国民の理解を得ながら、その着実な導入を図るとともに、 社会保障・税番号の利活用を推進し、国民の利便性の向上を図ること 医療・健康・介護・福祉分野の情報化を推進すること(再掲)
施策大目標2 基本目標 X V 施策大目標1	1-2	行政分野へのIT(情報通信技術)の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図ること 社会保障・税番号制度について、国民の理解を得ながら、その着実な導入を図るとともに、 社会保障・税番号の利活用を推進し、国民の利便性の向上を図ること 医療・健康・介護・福祉分野の情報化を推進すること(再掲) 医療等情報化インフラの普及のための取組を推進すること(基本目標 I 施策目標3-1を参照)
基本目標XV	1-2	行政分野へのIT(情報通信技術)の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図ること 社会保障・税番号制度について、国民の理解を得ながら、その着実な導入を図るとともに、社会保障・税番号の利活用を推進し、国民の利便性の向上を図ること 医療・健康・介護・福祉分野の情報化を推進すること(再掲) 医療等情報化インフラの普及のための取組を推進すること(基本目標 I 施策目標3-1を参照) 国民に信頼される厚生労働行政を実施すること

2 平成 29 年度に成立した主な法律等

法 律 名:臨床研究法

公 布 年 月 日:平成29年4月14日 施行年月日:平成30年4月1日

法 律 番 号:16 主管部局:医政局研究開発振興課

1. 趣旨

臨床研究の対象者をはじめとする国民の臨床研究に対する信頼の確保を図ることを通じてその実施を推進するため、臨床研究の実施の手続、認定臨床研究審査委員会による審査意見業務の適切な実施のための措置、臨床研究に関する資金等の提供に関する情報の公表の制度等を定めるもの。

2. 概要

- (1) 臨床研究のうち、以下に掲げる臨床研究を「特定臨床研究」とし、特定臨床研究を実施する者に対し、厚生労働大臣が定める臨床研究実施基準の遵守を義務付ける。
 - ① 医薬品等製造販売業者又はその特殊関係者から研究資金等(臨床研究の実施のための資金をいう。)の提供を受けて実施する臨床研究(当該医薬品等製造販売業者が製造販売し、又はしようとする医薬品等を用いるものに限る。)
 - ② 医薬品医療機器等法の規定による承認を受けていない医薬品等又は承認を受けている医薬品等(当該承認に係る用法、 用量等と異なる用法等で用いる場合に限る。)を用いる臨床研究
- (2) 特定臨床研究の実施に当たり、あらかじめ認定臨床研究審査委員会の意見を聴いた実施計画を厚生労働大臣に提出しなければならないこととするとともに、特定臨床研究の実施に係る患者の同意の取得、個人情報の保護に関する体制の整備、秘密保持義務、記録の作成・保存等の必要な手続を定める。
- (3) 特定臨床研究以外の臨床研究を実施する者に対し、認定臨床研究審査委員会からの意見聴取のほか、臨床研究実施基準の遵守及び計画に従った実施等の一定の措置を講ずるよう努めることを義務付ける。
- (4) 特定臨床研究の実施の適否等に関する意見を述べる臨床研究審査委員会について、所要の要件に適合していることについて厚生労働大臣の認定を受けなければならないこととし、当該委員会について、臨床研究の実施状況について報告を受け、必要に応じ改善策等の意見を述べる体制を確保する。
- (5) 医薬品等製造販売業者又はその特殊関係者に対し、当該医薬品等製造販売業者が製造販売をし、又はしようとする医薬品等を用いる特定臨床研究についての研究資金等の提供に関する情報等について、インターネットの利用により公表すること等を義務付ける。
- (6) その他、臨床研究の実施に関する所要の措置を講ずる。

法 律 名: 医療法等の一部を改正する法律

公 布 年 月 日:平成29年6月14日 施行年月日:平成30年6月1日(公布の日から起算して1年を超えない範囲内にお

いて政令で定める日。ただし、2(1)は公布の日から起算して1年 6月を超えない範囲内において政令で定める日。2の(4)の①及び 2の(5)の②は東東20年10日1日)

2の(5)の②は平成29年10月1日。)

法 律 番 号:57 主管部局:医政局総務課

医政局地域医療計画課 医政局医療経営支援課

医政局看護課

1. 趣旨

安全で適切な医療提供の確保を推進するため、検体検査の精度の確保、特定機能病院の管理及び運営に関する体制の強化、 医療に関する広告規制の見直し、持分の定めのない医療法人への移行計画認定制度の延長等の措置を講ずること。

2. 概要

(1) 検体検査の精度の確保

ゲノム医療の実用化に向けた遺伝子関連検査の精度の確保等に取り組む必要があるため、以下を実施

- ① 医療機関、衛生検査所等の医療機関が検体検査業務を委託する者の精度管理の基準の明確化
- ② 医療技術の進歩に合わせて検体検査の分類を柔軟に見直すため、検査の分類を厚生労働省令で定めることを規定
- (2) 特定機能病院の管理及び運営に関する体制の強化

特定機能病院における医療安全に関する重大事案が発生したことを踏まえ、特定機能病院が医療の高度の安全を確保する必要があることを明記するとともに、病院の管理運営の重要事項を合議体の決議に基づき行うことや、開設者による管理者権限の明確化、管理者の選任方法の透明化、監査委員会の設置などの措置を講ずることを義務付け

(3) 医療に関する広告規制の見直し

美容医療サービスに関する消費者トラブルの相談件数の増加等を踏まえ、医療機関のウェブサイト等を適正化するため、 虚偽又は誇大等の不適切な内容を禁止

(4) 持分なし医療法人への移行計画認定制度の延長

持分あり医療法人から持分なし医療法人への移行促進及び法人経営の透明化等のため、①移行計画の認定要件を見直した上で、②認定を受けられる期間を平成32年9月30日まで3年間延長

※持分あり医療法人の出資者が持分を放棄し、持分なし医療法人に移行する際に出資者に係る相続税・贈与税の猶予・ 免除に加え、法人に生ずるみなし贈与税の非課税を措置

- (5) その他
- ① 医療法人と同様に、都道府県知事等が医療機関の開設者の事務所にも立入検査を行う権限等を創設
- ② 助産師に対し、妊産婦の異常の対応医療機関等に関する説明等を義務化

法 律 名:厚生労働省設置法の一部を改正する法律

公 布 年 月 日:平成29年6月16日 施行年月日:平成29年7月11日

法 律 番 号:59 主管部局:大臣官房厚生科学課

1. 趣旨

近年の保健医療技術の進歩は著しく、ヒトゲノム解析や人工知能等の技術革新により、個別の疾病予防や治療等の観点のみならず、社会保障、公衆衛生、社会福祉等の幅広い分野において施策への応用が可能となる段階を迎えている。また、国際保健の分野においても、エボラ出血熱の流行等の公衆衛生危機への対応や高齢化に関する国境を越えた取組の促進等のため、医学的知見に基づく一元的な施策の推進の必要性が高まっている。

このような状況に対応しつつ、厚生労働省の所掌事務の的確な遂行を図るため、医学的知見に基づき厚生労働省の所掌事務を総括整理する職として、医務技監を新設するもの。

2. 概要

厚生労働省に置かれる特別な職として、医務技監一人を置くこと及びその職務を規定する。

法 律 名:児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律

法 律 番 号:69 主管部局:子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室

1. 趣旨

虐待を受けている児童等の保護を図るため、里親委託・施設入所の措置の承認の申立てがあった場合に、家庭裁判所が都 道府県に対して保護者指導を勧告することができることとする等、児童等の保護についての司法関与を強化する等の措置を 講ずる。

2. 概要

- (1) 虐待を受けている児童等の保護者に対する指導への司法関与(児童福祉法)
 - ① 里親委託・施設入所の措置の承認(児童福祉法第28条)の申立てがあった場合に、家庭裁判所が都道府県に対して保護者指導を勧告することができることとし、都道府県は、当該保護者指導の結果を家庭裁判所に報告することとする。
 - ② ①の勧告を行い、却下の審判をする場合(在宅での養育)においても、家庭裁判所が都道府県に対して当該保護者指導を勧告することができることとする。
 - ③ ①及び②の場合において、家庭裁判所は、勧告した旨を保護者に通知することとする。
- (2) 家庭裁判所による一時保護の審査の導入(児童福祉法)
 - 児童相談所長等が行う一時保護について、親権者等の意に反して2ヶ月を超えて行う場合には、家庭裁判所の承認を得なければならないこととする。
- (3) 接近禁止命令を行うことができる場合の拡大(児童虐待の防止等に関する法律)
 - 接近禁止命令について、現行では、親権者等の意に反して施設入所等の措置が採られている場合にのみ行うことができるが、一時保護や同意のもとでの施設入所等の措置の場合にも行うことができることとする。
- (4) その他所要の規定の整備

3 年表

13 13 14 15 15 15 15 15 15 15	年号	総理大臣	厚生大臣	労働大臣	時 代 背 景	施 策 等
14年 製品性保険法 和当保険法 16年 大学教育			7-1/1)) (3//) \ (IL	- 10 H X	
16年 大平 本田 16年 大平 本版 16	- 13		木戸	1	13年 厚生省創設	13年 国民健康保険法
東京 古田 大阪 (元)		平沼	廣瀬			14年 職員健康保険法、船員保険法
近年 安井・金茂 小泉 (根) 16年 大平洋戦争 16年 大平洋域争 16年 大平域争						
16年 末平洋戦争 16年 末平洋戦争 16年 末平洋戦争 16年 末平洋戦争 16年 末平洋戦争 16年 東本年全保険法 20年 引権 20年 引権 20年 引持 20年 前 20年 引持 20年 前 20年 前						
		近衛				16年 労働者年金保険法
小型 小型 内型 小型 大阪 大阪 大阪 大阪 大阪 大阪 大阪 大			」 小泉(親)		16年 太平洋戦争	
202 整木(里) 担任			E + 10111			19年 厚生年金保険法
東文書 松村					00 7 (47)/2	
整照 押田	- 20				20年 終戦	00도 리템 소 남쪽
古田 万合・古田 21年 日本国憲法公布 21年 旧生活原建法 21年 別報所認知 22年 新祥 次 ペピーブーム 22年 新祥 後 所				-		
古山 一一				-	01年日本国家法公本	
万山 万山 一松 米度 22年 労働金額総 22年 新保健府法 22年 新保健府法 22年 新保健府法 22年 新保健府法 22年 新保健府法 22年 新保健府法 22年 知識是決言 22年 所能是		пш	/5 n · n m		21年日本国憲法公市	
22年 第1次ベビーブーム 22年 食品部性法 22年 食品部性法 22年 労働基準法 22年 衛務党 改活 22年 医療法 32年 新沙療経治 32年 新沙療治 32年 新沙療経治 32年 新沙療治 32年 新沙療治 32年 新沙療治 32年 新沙療治 32年 新沙療治 32年 新沙療治 32年 末 32年 末		Ľ III	上山•一松	米空	22年 学働省創設	
中田 竹田 加藤 22年 児童和法法 22年 児童和法 22年 別番音以言情保険法 22年 別番音以言情保険法 22年 別番音以言情保険法 22年 別番音以言情保険法 22年 開華記法 22年 開華記法 23年 医師法、信料医師法、保健婦助産婦若證婦法 23年 医師法、信料医師法、保健婦助産婦若證婦法 24年 解合學差別構法 24年 解合學差別構法 24年 解合學差別構法 24年 解合學差別構法 25年 精神配法法 25年 精神配法 25年 精神配法法 25年 加州金 (25年		/1 н	/тш 1Д	八注		
戸田 竹田 加藤 吉田 曹田 古田 本田 本日					22年第1次代已	
専門田 竹田 加藤 22年 労働者災害者信保険法 22年 大業保険法 22年 大業保険法 22年 下砂緑槽法 22年 下砂緑槽法 23年 医療法 23年 新学監察法法 23年 新学監察法法 23年 新学監察法法 23年 新学監察法法 23年 新学監察法法 23年 新学監察法 23年 新学監察法法 23年 新学工会(監验法会) 23年 新学工会(監验法会) 23年 非学工会(证证法会) 23年 非学工会(证证法会) 23年 清禄法公正 (定額部分の導入支給開始年齢 23年 清禄法公正 (定額部分の導入支給開始年齢 23年 清禄法公正 (国民管保険 23年 清禄法公正 (国民管保険 23年 清禄法公正 (国民管保険 33年 原产生金保険法改正 (互际商标分の導入支給開始年齢 33年 原产生金保険法改正 (互际商标分の等)大会開始的年齢 33年 原产生金保険法改正 (互际商标分の等)大会開始的年齢 33年 原产生金保険法改正 (国民管保験 33年 原产生金保険法公正 (国民管保験 33年 原产生金保険法公正 (国民管保験 33年 原产生金保険法公正 (国民管保験 33年 原产生金保険法公正 (国民管保験 33年 原产生金保険 33年 原产生金保険法公正 (国民管保験) 33年 原产 原产生金保険法公正 (国民管保験) 33年 原产生金保険法公正 (国民管保験) 34年 原产生金保険法公正 (国民管保験) 34年 原产生金保険法公正 (国民管保験) 44年 原产生金保険法公正 (国民管保験) 44年 原产生金保険法公正 (国际管理等) 44年 原产金 保険法公正 (国际管理等) 44年 原产金 保険法公 (国际管理等) 44年 原产金 (国						
声田 竹田 加藤 22年 職業女正法 22年 医療法 22年 医師法、商計及師法、保健婦助産婦希護婦法 吉田 吉田 毎日 25年 朝鮮戦争(特需ブーム) 26年 朝鮮戦争(特需ブーム) 26年 特権書書報計法 24年 新令予告記計法 24年 新令予告記計法 24年 新令予告記計法 24年 新会人集刊策法 24年 新会人集刊策法 25年 精材予防法法 25年 精材予防法法 25年 精材予防法法 25年 精材予防法法 25年 原列 書 建設 名 遺族等援護法 25年 原列 書 建設 名 遺族等援護法 25年 原列 書 全 会 表 会 表 会 表 会 表 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会						
声田 竹田 加藤 22年、集保険法 23年 医療法 24年 身体障害者報社法 23年 野生物品会法 23年 野生地会議会 23年 新学法 23年 新学法 23年 日本						
古田 古田 古田 古田 古田 大塚 八平 日田 五井 五井 五井 五井 五井 五井 五井 五						
古田 古田 古田 古田 大橋 採別 採田 大橋 採別 採田 大橋 採別 採田 大橋 採別 採別 採別 ※ 「		芦田	竹田	加藤	1	
古田 古田 古田 古田 林 (鎌) 増田 探利 探利 探析 (正) 25年 朝鮮戦争 (特需 ブーム) 25年 朝鮮戦争 (特需 ブーム) 24年 身体障害者福祉法 24年 第5余集対策法 24年 第5余集対策法 25年 報託名保護法 25年 報刊本名 報送 25年 和公本名联等法 29年 清禄治 29年 清禄清 29年 清禄治 29年 清禄清 29年 清禄 29年 清禄清 29年 清禄		<i>,</i> –		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		
古田 古田 古田 林 (議) 増田						
鈴木 (正) 25年 朝鮮戦争 (特需ブーム) 25年 朝鮮戦争 (特需ブーム) 24年 新労働組合法 24年 新労働組合法 24年 新労働組合法 25年 精神衛生法 25年 精神衛生法 25年 精神衛生法 25年 新生活(療法) 26年 社会保护法 29年 清掃法 29年 東京 (東東京) (東西博 (東西博 (東西		吉田	吉田	吉田	1	
展川 (保利 保利 保利 保利 保利 保利 保利 保利			林(譲)	増田		24年 身体障害者福祉法
東川 保利 保利 保利 保利 保利 保利 保利 保				鈴木 (正)	1	24年 新労働組合法
東川 保利 保利						24年 緊急失業対策法
標本 (離伍) 古武 古武 古武 古武 古武 古武 古武 一項 一項 一項 一項 一項 一項 一項 一					25年 朝鮮戦争(特需ブーム)	25年 精神衛生法
横水 (離伍) 吉武 古武 万塚 万塚 小坂 草葉 小坂 草葉 小坂 草葉 小坂 章年			黒川	保利		
古武 万塚 八小坂 戸塚 八小坂 草葉 八小坂 草葉 八小坂 草葉 八小坂 草葉 八小坂 百田 八小林 高石 八小林 高石 八小林 高石 八小林 高石 松浦 四田 松浦 四田 松浦 四田 八小林 西田 八小林 武彦 八小林 江彦 江彦 八小林 江彦 八小林 江彦 八小林 江彦 八小林 江彦 八小林 江彦 八小 八小林 江彦 八小 八小 八小 八小 八小 八小 八小 八						26年 結核予防法
古武			橋本 (龍伍)			26年 社会福祉事業法
山縣 戸堰				吉武		
中山 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日					」27年 講和条約	27年 戦傷病者戦没者遺族等援護法
中華 中華 中華 中華 中華 中華 中華 中華			山縣			
福山 龍見 千葉 川崎 西田 小林 富石 一石橋 石橋 石橋 石橋 石橋 福本 龍丘 第四 福本 福本 福本 福本 福本 福本 福本 福				│ 小坂		
1			草葉			
1月 1月 1月 1月 1月 1月 1月 1月		14.1.				60歳への引き上け)
一	- 30	馮山			_	
本語						
神田 松浦 短木 石田 橋本 (龍伍) 倉石 接遷 (良) 松野 中山 古井 石田 古井 石田 古井 石田 五田 五井 五田 五井 五田 五井 五田 五井 五井		一 括		启位	仲此京式	
中		口倘		±∧:±	-	
提示 石田 橋本 (龍伍) 倉石 岩戸景気 33年 国保法改正 (国民皆保険) 33年 職業訓練法 34年 国民年金法 (国民皆年金) 35年		<u></u>	│ 144 Ⅲ	作公用		30年 水溢注
横本 (龍伍) 倉石		<i>I</i> +	掘木	万田	-	32年 水道丛
接回 接回 接回 接回 接回 接回 接回 接回					-	33年 国保法改正(国民鉴保险)
坂田 渡邊 (良) 松野 七田			104 (HEILL)	<i>/</i> E'H		
液遷 (良) 松野			坂田		 岩戸景気	
本田				松野	1	
古井 瀬尾 福永 36年 児童扶養手当法 36年 児童扶養手当法 38年 老人福祉法 39年 東京オリンピック いざなぎ景気 39年 専ティリンピック いざなぎ景気 39年 特別児童扶養手当等法 40年 厚生年金保険法改正(1万円年金、厚生年金基金)40年 母子保健法 40年 母子保健法 40年 母子保健法 40年 精神衛生法改正(通院医療費の公費負担)41年 国保法改正(ア割給付実現)41年 雇用対策法 42年 公害対策基本法 42年 第1次雇用対策基本計画 44年 厚生年金保険法改正(2万円年金)45年 廃棄物処理法 45年 廃棄物処理法 45年 高齢化率7%を越える 46年 原東物処理法 45年 高齢化率7%を越える 46年 児童手当法 46年 児童子当法 46年 児童子 46年 別 46年 児童子 46年 児童子 46年 児童子 46年 別 46年 児童子 46年 別 46年 児童子 46年 別 46		池田	中山		1	
本日 10					35年 所得倍増計画	
西村 大橋 小林 (武) 39年 東京オリンピック 38年 老人福祉法 39年 母子福祉法 39年 特別児童扶養手当等法 40年 厚生年金保険法改正 (1万円年金、厚生年金基金) 40年 母子保健法 40年 精神衛生法改正 (通院医療費の公費負担) 41年 国保法改正 (7割給付実現) 41年 雇用対策法 42年 公害対策基本法 42年 公害対策基本法 42年 第1次雇用対策基本計画 45年 京内労働法 45年 高齢化率7%を越える 46年 原棄物処理法 45年 京内労働法 46年 原棄物処理法 46年 原華新処理法 46年 原華野心理法 46年 原華野心理法 46年 原華新心理法 46年 原華新心理法 46年 原華新心理法 46年 原華野心理法 46年 原華野心理 46年 原華野心理 46年 原華野心理 46年 原華野心理 46年 原華野心理 46年 原華野心理法 46年 原華野心理 46年 原華 46年]	
本部 大橋			灘尾	福永		
小林 (武) 20						36年 児童扶養手当法
本田 石田 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日				 大橋		
本田 石田 いざなぎ景気 39年 特別児童扶養手当等法 40年 厚生年金保険法改正(1万円年金、厚生年金基金) 40年 母子保健法 40年 母子保健法 40年 母子保健法 40年 母子保健法 40年 母子保健法 40年 田保法改正(通院医療費の公費負担) 41年 国保法改正(7割給付実現) 41年 雇用対策法 42年 公害対策基本法 42年 公害対策基本法 42年 第1次雇用対策基本計画 42年 第1次雇用対策基本計画 45年 廃棄物処理法 45年 社会福祉施設緊急整備5か年計画 45年 家内労働法 46年 児童手当法 46年 児童手当法 46年 児童手当法 46年 児童手当法 46年 周童手当法 46年 周童子出 46年 周囲 46年			小林(武)		2047 + + + + + + + + + + + + + + + + + + +	
40年 厚生年金保険法改正(1万円年金、厚生年金基金) 40年 厚子保健法 40年 母子保健法 40年 精神衛生法改正(通院医療費の公費負担) 41年 国民法改正(7割給付実現) 41年 雇用対策法 42年 公害対策基本法 42年 公害対策基本法 42年 第1次雇用対策基本計画 本4年 厚生年金保険法改正(2万円年金) 45年 高齢化率7%を越える 45年 廃棄物処理法 45年 社会福祉施設緊急整備5か年計画 45年 家内労働法 46年 児童手当法 46年 児童手当法 46年 高年齢者等雇用安定法			th III	7 m		
### 40年 母子保健法 ### 41年 国保法改正(通院医療費の公費負担) ### 41年 雇用対策法 ### 42年 公害対策基本法 ### 42年 公害対策基本計画 ### 42年 第1次雇用対策基本計画 ### 42年 第1次雇用対策基本計画 ### 44年 厚生年金保険法改正(2万円年金) ### 45年 高齢化率7%を越える ### 46年 原筆等物処理法 ### 45年 家内労働法 ### 46年 現童手当法	40	/ 	神田	石田	いさなさ意気	
鈴木 (善) 小平 山手 41年 国保法改正 (通院医療費の公費負担) 坊 早川 園田 小川 斉藤 (昇) 原 45年 高齢化率7%を越える 44年 厚生年金保険法改正 (2万円年金) 45年 高齢化率7%を越える 45年 廃棄物処理法 45年 社会福祉施設緊急整備5か年計画 45年 家内労働法 46年 児童手当法 46年 児童手当法 46年 高年齢者等雇用安定法	- 40	佐膝				
山手 切 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本			↔ / 羊 \	41/37	-	
山手 切 早川 41年 雇用対策法 42年 公害対策基本法 42年 公害対策基本法 42年 第1次雇用対策基本計画 42年 第1次雇用対策基本計画 44年 厚生年金保険法改正 (2万円年金) 45年 高齢化率7%を越える 45年 廃棄物処理法 45年 社会福祉施設緊急整備5か年計画 45年 家内労働法 46年 児童手当法 46年 児童手当法 46年 高年齢者等雇用安定法			一 却不 (音)	小干		
切				山手	-	
国田			拉		1	
園田 小川 斉藤(昇) 原 内田 野原 45年 高齢化率7%を越える 44年 厚生年金保険法改正(2万円年金)45年 廃棄物処理法45年 社会福祉施設緊急整備5か年計画45年 家内労働法46年 原東・労働法46年 原産・当法46年 高年齢者等雇用安定法46年 高年齢者等雇用安定法			נע	+/11		
斉藤 (昇) 原 内田 野原 45年 高齢化率7%を越える 45年 廃棄物処理法 45年 社会福祉施設緊急整備5か年計画 45年 家内労働法 斉藤 (昇) 原 46年 環境庁設置 46年 児童手当法 46年 高年齢者等雇用安定法			東田	/\	1	72十 勿・八准用が水坐中計画
内田 野原 香藤(昇) 原 45年 高齢化率7%を越える 44年 厚生年金保険法改正(2万円年金) 45年 廃棄物処理法 45年 社会福祉施設緊急整備5か年計画 45年 家内労働法 46年 児童手当法 46年 児童手当法 46年 高年齢者等雇用安定法					1	
内田 野原 香藤(昇) 原 45年 高齢化率7%を越える 45年 廃棄物処理法 45年 社会福祉施設緊急整備5か年計画 45年 家内労働法 46年 児童手当法 46年 環境庁設置 46年 児童手当法 46年 高年齢者等雇用安定法			H 104 (3T)	///		44年 厚生年全保険法改正(2万円年全)
内田 野原 45年 社会福祉施設緊急整備5か年計画 45年 家内労働法 64年 児童手当法 46年 環境庁設置 46年 高年齢者等雇用安定法					45年 高齢化率7%を越える	
45年 家内労働法 46年 児童手当法 46年 環境庁設置 46年 高年齢者等雇用安定法			内田	野原		
46年 環境庁設置 46年 高年齢者等雇用安定法						
			斉藤 (昇)	原	1	46年 児童手当法
46年ドル・ショック					46年 環境庁設置	46年 高年齢者等雇用安定法
					46年 ドル・ショック	

年号	総理大臣	厚生大臣	労働大臣	時 代 背 景	施 策 等
	m+ /5)	1/- 0	塚原	46年 第2次ベビーブーム	
	田中(角)	塩見	田村	■ 47年 札幌オリンピック	
		斉藤 (邦)	加藤	48年 福祉元年	48年 老人福祉法改正(老人医療費無料化)
			長谷川	48年 オイル・ショック	48年 健保法改正(家族7割給付、高額療養費) 48年 年金制度改正(5万円年金、物価スライドの導入)
		1= 5	1.6.70		49年 雇用保険法
- 0	-+	福永	大久保		
- 50	三木	田中(正) 早川	長谷川 浦野	50年 国際婦人年	
	 福田	渡辺(美)	石田	-	 52年 雇用保険法改正(雇用安定事業創設)
		小沢	藤井		53年 国民健康づくり対策
	大平	橋本(龍太郎)	藤井		54年 薬事法改正(新薬承認の厳格化、副作用報告、再評 価、GMP等の法制化)
			栗原	54年 国際児童年	54年 医薬品副作用被害救済基金法
		野呂	藤波		
	鈴木(善)	斉藤 (邦)	藤尾	55年 ベビーホテル問題	
		園田	1	55年 第二臨調(財政再建)	
		村山	471.1	56年 国際障害者年	56年 児童福祉法改正、延長・夜間保育の実施
		森下	初村	56年 日米貿易摩擦	 57年 時中老社等に関する 57年 574
					57年 障害者対策に関する長期計画 57年 宮庭素仏景 (大幅増景 - 57年)関数度)
					57年 家庭奉仕員(大幅増員、所得制限撤廃) 57年 老人保健法
	中曽根	林(義)	大野	 58年 国連・障害者の十年	57年 老人体健 <i>伝</i> 58年 浄化槽法
	T E 1X	1/1 (37%)	八五	東京集中	56年 伊に信広 58年 対がん10カ年総合戦略
		渡部 (恒)	坂本		59年 健保法改正(本人9割給付、退職者医療制度)
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			59年 雇用保険法改正(再就職手当、高年齢求職者給付金
60			din.	_	の創設) 60年 年金制度改正(基礎年金導入等)
- 60		増	山口	 円高	60年 年金制度以正(奉皖年金等人等) 60年 医療法改正(医療計画)
				门向	60年 医療法以正(医療計画) 60年 職業能力開発促進法
					60年 敬承能为研究促進出
					60年 男女雇用機会均等法
		今井	林(道)		61年 老人保健法改正(老人保健施設)
		斉藤 (十)	平井		61年 高年齢者等雇用安定法(60歳定年の努力義務化)
		1			62年 社会福祉士及び介護福祉士法
					62年 精神衛生法改正(人権擁護と社会復帰、名称は精神
					保健法に改称)
				バブル景気	62年 労働基準法改正(週40時間労働制を目標)
	竹下	│ 藤本	中村		63年 第二次国民健康づくり対策
				00 T TY #1176 ##	63年 国保法改正(高医療費市町村における運営の安定化)
ਜ਼ਾ ਦੇ		小白 (朱大)	丹羽 (兵)	□ 63年 税制改革	04年 悠工歴を応至人庁は形のる時に関する辻徒
- 平成		小泉 (純)	万刻(共)	01年 改元	│ 01年 後天性免疫不全症候群の予防に関する法律 │ 01年 年金制度改正(完全自動物価スライド制、国民年金
76					01年 年金制度以近(光至日勤物価ペクトド制、国民年金 基金)
	宇野	_	堀内		01年 ゴールドプランの策定
	海部	戸井田	福島		01年 雇用保険法改正 (パートへの適用拡大)
		津島	塚原	02年 イラク・クウェート侵攻	02年 国保法改正(保険基盤安定制度の確立)
				02年 統一ドイツ誕生	02年 老人福祉等福祉関係8法改正(在宅福祉サービスの位置
					付けの明確化及びその支援体制の強化、在宅福祉サー
					ビス及び施設福祉サービスの市町村への一元化、老人
				二左人包料环山火素が、こうしょう	保健福祉計画の策定、障害者関係施設の範囲の拡大等)
				一 元年 合計特殊出生率が1.57となる	02年 高年齢者等雇用安定法(65歳までの再雇用の努力義 務化)
		下条	小里		
		1 **	,),±	03年 冯序取寺 03年 ソ連邦消滅・ロシア連邦その他の誕生	00〒 ℃八M胜/A以上(℃八M川日度町/文/
) 03年 育児休業法
				地価下落始まる	03年 中小企業労働力確保法
	宮澤	山下	近藤		04年 健保法改正(中期財政運営の導入)
					04年 医療法改正 (医療提供の理念の規定)
					04年 看護職員人材確保法
-		151.515 (+#\)	++ L		05年 英事计及北层英月副作用描字格文 网络毛兜里人生
- 5		丹羽 (雄)	村上		05年 薬事法及び医薬品副作用被害救済・研究振興基金法 改正(希少病用医薬品、医療機器の研究開発促進)
					05年 福祉用兵法 05年 精神保健法改正(グループホームの法定化)
					05年 精神体腫
					05年
	細川	大内	坂口		05年 労働基準法改正(週40時間労働制原則化、変形労働
					制導入)
					05年 雇用支援トータルプログラム
					06年 21世紀福祉ビジョン
	羽田		鳩山(邦)		06年 地域保健法(保健所機能の強化)
					06年 健保法等改正(入院時の食事療養に係る給付の見直
					し・付添看護の解消)

年号	総理大臣	厚生大臣	労働大臣	時 代 背 景	施策等
1-3	村山(富)	井出	浜本	06年 高齢化率14%を越える	06年 年金制度改正(60歳前半の老齢厚生年金の見直し)
					06年 エンゼルプランの策定
					06年 新ゴールドプランの策定
					06年 がん克服新10か年戦略
					06年 高年齢者等雇用安定法改正(60歳定年義務化、65歳継
					続雇用の努力義務化)
					06年 雇用保険法改正(高年齢雇用継続給付・育児休業給 付創設)
				07年 阪神・淡路大震災	06年 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律
		森井	青木	07年以17 次品八股人	07年 原子爆弾被害者に対する援護に関する法律
		24.71	3.1.		07年 容器包装リサイクル法
					07年 障害者プランの策定
					07年 精神保健法改正 (精神障害者保健福祉手帳制度の創設、
					精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に改称)
					07年 育児休業法改正(介護休業制度創設、名称は育児・
	 橋本(龍太郎)	菅	永井	-	/ 介護休業法に改称) 07年 新総合的雇用対策
	1同4 (用5人以)	F	Λπ		08年 らい予防法廃止
					08年 薬事法改正 (医薬品安全性確保対策の充実)
		小泉(純)	岡野	社会保障構造改革	09年 廃棄物処理法改正(施設設置手続きの明確化・不法
					投棄対策等)
					09年 精神保健福祉士法
					09年 児童福祉法改正(保育制度改正)
				アジア通貨危機	09年 健保法等改正(本人8割給付)
					09年 臓器移植法
					09年 介護保険法 09年 男女雇用機会均等法改正(女性に対する差別の禁止等)
- 10			伊吹	_ 10年 長野オリンピック	10年 日独社会保障協定署名(平成12年2月1日発効)
.0			17.70	10 22 3 2 2 3	10年 感染症法
					10年 雇用活性化総合プラン
	小渕	宮下	甘利	完全失業率の急上昇	
				11年 国際高齢者年	
					11年 緊急雇用対策
					11年 新エンゼルプランの策定
					11年 精神保健福祉法改正(在宅福祉事業にホームヘルプ・ ショートステイを追加、医療保護入院の要件の明確化)
					クコードハケーと追加、凶源体暖八郎の安什の引催化/
		丹羽 (雄)	牧野		12年 日英社会保障協定署名(平成13年2月1日発効)
	森	\.		_	12年 年金制度改正 (給付総額の伸びの調整等)
		津島	吉川		12年 医師法改正(臨床研修の必修化)
					12年 社会福祉法 12年 労働契約承継法
					12年 児童虐待防止法
					12年 児童手当法改正 (義務教育就学前まで延長)
		坂口	坂口		
			坂口	13年 厚生労働省発足	13年 確定給付企業年金法・確定拠出年金法
	1. 6 (6+)	-			13年 ハンセン病補償法
	小泉 (純)				13年 社会保障改革大綱 13年 個別労働紛争解決促進法
					13年 個別労働約事件決促進法 13年 育児・介護休業法改正(時間外労働の制限等)
					13年 総合雇用対策
					14年 ワークシェアリングに関する政労使合意
					14年 身体障害者補助犬法
					14年 薬事法及び採血及び供血あっせん業取締法改正(市
					販後安全対策の充実等、血液法の抜本改正)
					14年健康增進法
					14年 健保法等改正 (絵】金日への罰則強化等)
					14年 食品衛生法改正(輸入食品への罰則強化等) 14年 ホームレス自立支援法
					14年 ホームレス日立文後広 14年 雇用問題に関する政労使合意
					14年 改革加速プログラム
					14年 多様な働き方とワークシェアリングに関する政労使
					合意
- 15				15年 イラク戦争	15年 食品衛生法等改正(「食品安全基本法」の成立を踏まえた見直し)
					15年 次世代育成支援対策推進法
					15年 児童福祉法改正(子育て支援事業の法定化)
					15年 母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法 15年 少子化社会対策基本法
					15年 少于化在云对束基本法 15年 心神喪失者等医療観察法
					15年 心仲氏大有寺医療観察法 15年 雇用保険法改正(早期再就職の促進)
					15年 新障害者プラン
					15年 労働基準法改正(解雇ルールの策定、有期契約及び
					裁量労働制に関する見直し)
					15年 感染症法及び検疫法改正(感染症対策の充実強化)

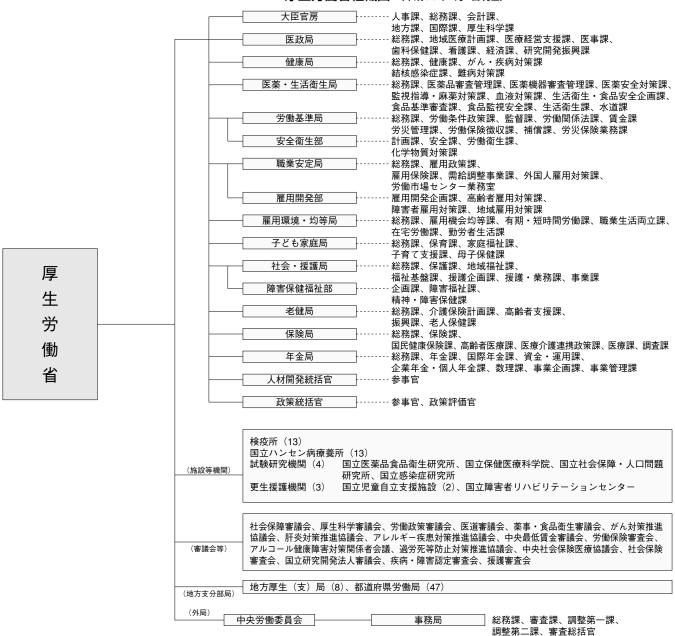
年号	総理大臣	厚生労働大臣	時代背景	施策等
, ,	110	.,		16年 第3次対がん10か年総合戦略 16年 日韓社会保障協定署名(平成17年4月1日発効)
			I	16年 日米社会保障協定署名(平成17年10月1日発効) 16年 特別障害給付金支給法
		尾辻		16年 児童虐待防止法改正(児童虐待の定義の見直し、国及 び地方公共団体の責務の改正等)
				16年 少子化社会対策大綱
			I	16年 児童手当法改正(小学校第3学年修了前まで延長) 16年 児童福祉法改正(児童相談に関する体制の充実等)
				16年 育児・介護休業法改正(休業の対象労働者の拡大等)
				16年 少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について(子ども・子育て応援プラン)の策定
				16年 水道ビジョン 16年 年金制度改正(保険料水準の上限固定及び給付水準の
				自動調整の仕組みの導入、年金積立金管理運用独立行政法人の設立等)
- 17				17年 日ベルギー社会保障協定署名(平成19年1月1日発効)
				17年 日仏社会保障協定署名(平成19年6月1日発効) 17年 食育基本法
			I	17年 労働組合法改正 (不当労働行為事件の審査手続・体制 の整備)
			I	17年 介護保険法改正(予防重視型システムへの転換等)
				17年 障害者自立支援法成立(障害種別にかかわらず一元的にサービスを提供する什組みの創設等)
- 18		川崎	I	18年 石綿による健康被害の救済に関する法律 18年 日加社会保障協定署名(平成20年3月1日発効)
			I	18年 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供
				の推進に関する法律(認定子ども園の制度化) 18年 薬事法改正(販売制度改正、違法ドラッグ対策の強化)
				18年 男女雇用機会均等法改正(性差別禁止の範囲の拡大等) 18年 医療法等改正(良質な医療を提供する体制の確立を図る)
				18年 健保法等改正
				18年 自殺対策基本法 18年 がん対策基本法
- 19	安倍	柳澤	I	19年 日豪社会保障協定署名(平成21年1月1日発効) 19年 雇用保険法改正(受給資格要件の見直し)
			I	19年 パートタイム労働法改正(パート労働者の均衡待遇の
				確保等) 19年 雇用対策法及び地域雇用開発促進法改正(労働者の募
				集・採用における年齢制限禁止の義務化等) 19年 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等
				に関する法律(各国協定ごとに制定してきた実施特例
				法に代えてその内容を包括的に定めるもの) 19年 日本年金機構法
				19年 国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律
				19年 年金時効特例法(年金記録の訂正に係る年金の支給を受ける権利についての時効の特例等)
	福田	舛添		19年 厚生年金特例法(事業主が被保険者の保険料を源泉控
				除していたが納付義務の履行が明らかでない場合の厚 生年金の保険給付に関する特例等)
				19年 児童虐待防止法改正(児童の安全確認等のための立入 調査等の強化等)
				19年 労働契約法
- 20				19年 自殺総合対策大綱 20年 日オランダ社会保障協定署名(平成21年3月1日発効)
			I	20年 日チェコ社会保障協定署名(平成21年6月1日発効) 20年 新雇用戦略
	麻生		I	20年日スペイン社会保障協定署名(平成22年12月1日発効) 20年労働基準法改正(時間外労働の割増賃金率の引き上げ
				等)
- 21				20年 自殺総合対策大綱(一部改正) 21年 肝炎対策基本法
			I	21年 日イタリア社会保障協定署名 21年 雇用安定・創出の実現に向けた政労使合意
				21年 育児・介護休業法改正 (短時間勤務制度の義務化等)
				21年 延滞金軽減法(社会保険の保険料等に係る延滞金の軽減)
				21年 遅延加算金法(年金記録の訂正がなされた上で受給権 に係る裁定が行われた場合において本来の支給日より
				大幅に遅れて支払われる年金給付の額について、その
				現在価値に見合う額になるようにするため、特別加算金を支給)
				21年 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律(平成21年度からの基礎年金国庫負担割合2分
				の1を実施) 21年 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律(脳死
				21十 原命の役割と同りの方法の一部と以上りの方律(脳外
	鳩山	長妻		判定・臓器摘出要件の変更等) 21年 日アイルランド社会保障協定署名(平成22年12月1日

年号	総理大臣	厚生労働大臣	時代背景 施策等
- 22	小の・エンくは	产工 が調べに	22年 子ども-子育てビジョンの策定
			22年 雇用保険法改正(適用範囲の拡大等) 22年 医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険 法等の一部を改正する法律(保険料の引上げ幅を抑制
			するために必要な財政支援措置等)
	菅	細川 (9月~)	22年 日ブラジル社会保障協定署名(平成24年3月1日発効) 22年 日スイス社会保障協定署名(平成24年3月1日発効)
		мш/11 (9/3)	22年 ロベース社会体障励定省石(干成24年3万1日光初) 22年 平成22年度における子ども手当の支給に関する法律
			22年 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて
			障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等 の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する 法律
- 23			広伴 23年 雇用保険法等改正(賃金日額の引き上げ等)
			23年 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関 する法律
			23年 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部 を改正する法律
			23年 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に 関する法律
			23年 国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する
			法律(国民年金保険料の納付可能期間の延長)
	野田	小宮山(9月~)	23年 平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法
- 24			24年 雇用保険法等改正(給付日数の拡充措置の延長等)
			24年 児童手当法改正(支給対象年齢を中学校修了前まで延 長し、手当額を拡充した新しい児童手当制度)
			24年 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の 就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法
			律 24年 国民健康保険法改正(市町村国保の財政基盤強化策の
			恒久化、財政運営の都道府県単位化の推進等) 24年 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健
			福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律
			24年 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推 進等に関する法律
			24年 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等の ための国民年金法等の一部を改正する法律(受給資格
			期間の短縮等) 24年 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険
			法等の一部を改正する法律
			24年 高年齢者雇用安定法改正(継続雇用制度の対象者を限 定できる仕組みの廃止等)
		三井(10月~)	24年 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正す
			る法律(平成24年度・25年度の基礎年金国庫負担割 合を2分の1とする等)
			24年 年金生活者支援給付金の支給に関する法律
			24年 日インド社会保障協定署名(平成28年10月1日発効) 24年 自殺総合対策大綱の見直し
- 25	安倍	田村(12月~)	
			25年 新水道ビジョン 25年 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生
			日本 日
			度の見直し、第3号被保険者の記録不整合問題への対
			応) 25年 健保法等改正(全国健康保険協会への財政支援措置延
			長等) 25年 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改
			正する法律 25年 薬事法等の一部を改正する法律(医薬品等に係る安全
			254 栄事広寺が一部を改正りる広律(医楽品寺に席る女主 対策の強化医療機器の特性を踏まえた規制の構築、再 生医療等製品の特性も踏まえた規制の構築)
			25年 薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律(医薬品の販売方法に関するルールの整備、指定薬物の所持等の
			禁止) 25年 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推 進に関する法律(社会保障制度改革の全体像・進め方
			を明示) 25年日ハンガリー社会保障協定署名(平成26年1月1日発
- 26			効)
			26年 難病の患者に対する医療等に関する法律(難病に係る 新たな公平かつ安定的な医療費助成の制度の確立等)

年号	総理大臣	厚生労働大臣	時 代 背 景 施 策 等
0.7		塩崎(9月~)	26年 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する 法律の一部を改正する法律 (新たな感染症の二類感染 症への追加、感染症に関する情報の収集体制の強化等) 26年 政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法 等の一部を改正する法律 26年 日ルクセンブルク社会保障協定署名 (平成29年8月1 日発効) 26年 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次 世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律 26年 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部 を改正する法律
- 27			27年 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保 険法等の一部を改正する法律 27年 女性の職業生活における活躍に関する法律 27年 公認心理師法 27年 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の 保護等に関する法律等の一部を改正する法律 27年 勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律 27年 勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律(①新卒募 集を行う企業による職場情報提供の仕組み②ハロー ワークでの一定の労働関係法令違反の求人者の求人不 受理③若者の雇用管理が優良な中小企業の認定制度 (ユースエール認定制度)等を実施) 27年 日フィリピン社会保障協定署名 27年 自殺対策基本法の一部を改正する法律
- 28			28年 特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律28年 児童福祉法等の一部を改正する法律28年 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律28年 発達障害者支援法の一部を改正する法律28年 確定拠出年金、別財政基盤及び最低保障機能の強化等の推出年金の加入者範囲の拡大等)28年 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の対能実習生の保護に関する法律(受給資格期間の短縮の早期実施)28年 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(管理監督体制の強化と技能実習生の保護等)28年 がん対策基本法の一部を改正する法律28年 公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律(短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進、年金額の改定ルールの見直し等)雇用保険法等の一部を改正する法律
- 29		加藤(8月~)	29年 臨床研究法 29年 臨床研究法 29年 医療法等の一部を改正する法律 29年 厚生労働省設置法の一部を改正する法律 29年 厚生労働省設置法の一部を改正する法律 29年 児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部 を改正する法律 29年 雇用保険法等の一部を改正する法律 29年 日スロバキア社会保障協定署名 29年 自殺総合対策大綱の見直し

4 厚生労働省の機構

厚生労働省組織図 (平成30年4月1日現在)



5 主な厚生労働統計調査一覧

1 人口・保健福祉全般

調査名	目的	事 項	対 象	調査周期	公表時期
人口動態調查 (基幹統計調查) 政策統括官付 人口動態・保健社会統計室	生労働行政施策の基礎資料を得る。		・出生、死亡、婚姻、離婚については市区町村に届け出られたもの及び外国における日本人に関して届け出られたもの・死産については市区町村に届け出られたもの	毎月	速報 調査月の約 2か月後 月報調査月の約 5か月後 年間推計 調査年 の12月下旬 月報年計概数 査年の翌年6月 年報確定数 調査年の翌年9月
国民生活基礎調査 (基幹統計調査) 政策統括官付 世帯統計室	保健、医療、福祉、年金、所得等 国民生活の基礎的事項を調査し、 厚生労働省の所掌事務に関する政 策の企画及び立案に必要な基礎資 料を得る。	額、医療保険の加入状況、要介護 者等の状況、主な介護者の状況、	全国の世帯及び世帯員 / 3年ごとの大規模年 は、約29万世帯、71 万人を、中間年は約 6万世帯、15万人を 抽出	毎年 / 直近の大規 模調査は、 平成28年 実施	集計後速やかに公表
21世紀出生児縦断 調査 (一般統計調査) 政策統括官付 世帯統計室	し、少子化対策等厚生労働行政施 策の企画立案、実施等のための基 礎資料を得る。	意識、父母の家事・育児分担状況、 子育ての悩みの相談先、食生活習 慣、遊びの態様、けが・病気の状 況等	全国の平成22年5月10日 から同月24日の間に出生 した子のすべて (全国の平成13年1月10 日から同月17日の間及び 7月10日から同月17日の間に出生した子のすべて を対象とした平成13年出 生児については、第16回 調査(16歳)からは実施 主体を文部科学省とする 共管調査としている)	毎年	集計後 速やかに公表
21世紀成年者縦断 調査(国民の生活に 関する継続調査) (一般統計調査) 政策統括官付 世帯統計室	調査対象となった男女の結婚、出産、就業等の実態及び意識の経年変化の状況を継続的に観察することにより、少子化対策等厚生労働行政施策の企画立案、実施等のための基礎資料を得る。	状況、現在の就業意欲、仕事と子	平成24年10月末時点で 20~29歳であった男女 及びその配偶者(平成14 年10月末時点で20~34 歳であった男女及びその 配偶者を対象とした平成 14年成年者については平 成27年(第14回)調査を もって終了した)	毎年	集計後速やかに公表
中高年者縦断調査 (中高年者の生活に 関する継続調査) (一般統計調査) 政策統括官付 世帯統計室	団塊の世代を含む全国の中高年者 世代の男女を追跡して、その健康・ 就業・社会活動について、意識面・ 事実面の変化の過程を継続的に調 査し、行動の変化や事象間の関連 性等を把握し、高齢者対策等厚生 労働行政施策の企画立案、実施等 のための基礎資料を得る。		平成17年10月末現在で 50〜59歳であった全国 の男女	毎年	集計後 速やかに公表
所得再分配調査 (一般統計調査) 政策統括官付 政策評価官室	社会保障制度における給付と負担、 租税制度における負担が所得の分配にどのような影響を与えているかを把握し、社会保障施策の浸透 状況、影響度について明らかにする。	病院の通・入院状況、治療費支払	全国の世帯及び世帯員 (約15,000世帯を抽出)	3年 直近は 平成29年実施	集計後速やかに公表
公的年金加入状況等 調查 (一般統計調查) 年金局 事業管理課調查室	15歳以上の世帯員について、公的 年金加入状況、世帯の状況、就業 状況、公的年金に関する周知度等 を把握することにより、年金の事 業運営及び今後の年金制度の検討 のための基礎資料を得ることを目 的とする。		15歳以上の世帯員(約9 万世帯を抽出)	3年 直近は 平成28年実施	集計後速やかに公表
国民年全被保険者実 態調査 (一般統計調査 ・業務統計) 年金局 事業管理課調査室	国民年金第1号被保険者について、 保険料の納付状況ごとに、その実態を明らかにし、被保険者の国民 年金制度に対する意識、保険料未納の理由など今後の年金制度の検 討及び国民年金の事業運営に必要な資料を得ることを目的とする。	国民年金に関する納付状況、国民 年金に関する意識、本人及び世帯	国民年金第1号被保険者 約6万人 (本人及び世帯の所得の 状況等については約12万 人)	3年 (直近は 平成29年実施)	集計後速やかに公表

2 社会福祉統計

調査名	目的	事項	対 象	調査周期	公表時期
福祉行政報告例	社会福祉関係諸法規の施行に伴う		都道府県・指定都市・中核		
(一般統計調査)	各都道府県、指定都市及び中核市 における行政の実態を数量的に把	おける社会福祉行政の業務実績等	市	毎月・毎年度	10月下旬
政策統括官付	握し、社会福祉行政運営のための			母73 母干汉	毎月(概数)
行政報告統計室	基礎資料を得る。				
社会福祉施設等調査	全国の社会福祉施設等の数、在所	施設の経営主体、定員、在所者、	全国の社会福祉施設等の全		
(一般統計調査)	者、従事者の状況等を把握して社 会福祉行政推進のための基礎資料	従事者等	数	毎年	9月下旬
7L 67-64-17 ch / 1	を得る。			##	371 H
政策統括官付 社会統計室	313 - 3				
地域児童福祉事業等	保育を中心とした児童福祉事業に	市町村事業票	市町村、特別区		
調査	対する市町村(特別区を含む)の	保育所定員の弾力化の状況、短			
(一般統計調査)	取組などの実態を把握し、多様化	時間勤務の保育士の導入状況、		毎年	9月下旬
	した需要に的確に対応した児童福 社行政施策を推進するための基礎	保育料の収納事務の私人への委 託状況等			
子ども家庭局 総務課	資料を得る。	ᆙᄱᄉᄽᅼ			
介護サービス施設・	全国の介護サービスの提供体制、	(1) 介護保険施設	全国の介護保険施設及び事		
事業所調査	提供内容等を把握することにより、	開設・経営主体、定員、在所	業所の全数		
(一般統計調査)	介護サービスの提供面に着目した	者数、従事者数、居室等の状			
	基盤整備等に関する基礎資料を得	况等		毎年	9月下旬
	る。	(2) 居宅サービス事業所等			
政策統括官付 社会統計室		開設・経営主体、利用者数、 従事者数等			
介護給付費等実態調	介護サービスの受給にかかる給付	介護給付費明細書及び介護予防・	各都道府県国民健康保険団		
查	費等の状況を把握し、介護報酬の	日常生活支援総合事業費明細書等	体連合会等において、審査		月報:調査月
(一般統計調査)	改定をはじめとした介護保険制度	介護サービス種類別の受給者数	支払いが完了したすべての	毎月	の翌々月
政策統括官付	の円滑な運営に必要な基礎資料を	及び介護サービス内容別の件	介護給付費明細書等		年度報:8月
社会統計室	得る。	数、回数、単位数、費用額等	○ 本の除せ じょのおうち		
介護事業経営概況調	介護保険制度における各種介護 サービスを提供する施設及び事業	サービス提供の状況、居室・設備 等の状況、職員配置、職員給与、	介護保険サービスの指定施 設・事業所		
(一般統計調査)	リーピスを提供する施設及び事業 所の収支状況等を把握し、おおむ	寺の仏流、臧貞郎直、臧貞福子、 収入の状況、支出の状況 等	汉・争未別	3年	社会保障審議
	ね3年ごとに実施される介護報酬			/ 直近は \	会介護給付費
	の改定に向け、介護報酬改定の骨			平成28年実施	分科会におい
老健局	格案を検討するための基礎資料を				て公表
老人保健課	収集することを目的とする。				
介護事業経営実態調	介護保険制度における各種介護	サービス提供の状況、居室・設備	介護保険サービスの指定施		
查 / 40.4+=1=0+>	サービスを提供する施設及び事業		設・事業所	0.7	社会保障審議
(一般統計調査)	所の収支状況等を把握し、おおむ ね3年ごとに実施される介護報酬	収入の状況、支出の状況 等		3年 / 直近は \	会介護給付費
	の改定に向け、介護報酬改定の骨			平成 26 年実施	分科会におい
*/#-0	格案を検討するための基礎資料を			、1成20千天旭/	て公表
老健局 老人保健課	収集することを目的とする。				
介護従事者処遇状況	介護従事者の処遇の状況及び介護	給与等の状況、介護従事者の処遇	介護老人福祉施設、介護老		
等調査	職員処遇改善加算の影響等の評価	状況、個別の従事者の勤務形態、	人保健施設、介護療養型医		社会保障審議
(一般統計調査)	を行うとともに、次期介護報酬改	労働時間、資格の取得状況、基本	療施設、訪問介護事業所、	直近は平成27年	会介護給付費
	定のための基礎資料を得ることを	給額等	通所介護事業所、認知症対	実施	分科会におい
老健局	目的とする。 		応型共同生活介護事業所、 居宅介護支援事業所		て公表
老人保健課	<u> </u>		店七川		

3 保健統計

調査名	目的	事項	対 象	調査周期	公表時期
衛生行政報告例 (一般統計調查) 政策統括官付 行政報告統計室	衛生関係諸法規の施行に伴う各都 道府県、指定都市及び中核市にお ける衛生行政の実態を把握し、衛 生行政運営のための基礎資料を得 る。	生検査関係、生活衛生関係、食品	都道府県・指定都市・中 核市	毎年度・隔年 (隔年報の直近は 平成28年実施	年度報:10月下旬 隔年報:7月中旬
地域保健・健康増進 事業報告 (一般統計調査) 政策統括官付 行政報告統計室	地域住民の健康の保持及び増進を 目的とした地域の特性に応じた保 健施策の展開等を、実施主体であ る保健所及び市区町村ごとに把握 し、国及び地方公共団体の地域保 健施策の効率的・効果的な推進の ための基礎資料を得る。	及び保健所職員の市町村への援助	保健所・市区町村	毎年度	3月中旬
医療施設調査 (基幹統計調査) 政策統括官付 保健統計室	医療施設の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得る。	静態調査 施設名、開設者、許可病床数、 診療科目、従事者数、診療及び検 査の実施状況等 動態調査 施設名、所在地、開設者、処分 等の種類、許可病床数等	静態調査 全国の病院及び診療所 動態調査 医療法に基づく届出や 処分があった医療施設	静態調査3年 (直近は 平成29年実施) 動態調査毎年 毎月	9月下旬 毎月(概数)
病院報告 (一般統計調查) 政策統括官付 保健統計室	全国の病院、療養病床を有する診療所における患者の利用状況を把握し、医療行政の基礎資料を得る。	在院患者数、新入院患者数、退院 患者数、外来患者数等	全国の病院及び療養病床 を有する診療所	毎月	9月下旬 毎月(概数)
医師・歯科医師・薬 剤師調査 (一般統計調査) 政策統括官付 保健統計室	医師、歯科医師及び薬剤師について、性、年齢、業務の種別、従事場所及び診療科名(薬剤師を除く)等による分布を明らかにし、厚生労働行政の基礎資料を得る。	住所、性、生年月日、業務の種別、 従事する診療科名(薬剤師を除く)、 従事先の所在地等	全国の医師、歯科医師、 薬剤師	2年 直近は 平成28年実施	12月中旬
患者調查 (基幹統計調查) 政策統括官付 保健統計室	医療施設(病院、一般診療所及び 歯科診療所)を利用する患者について、その属性、入院・来院時の 状況及び傷病名等の実態を明らかにし、併せて地域別患者数を推計 することにより、医療行政の基礎 資料を得る。	患者の性別、受療の状況、診療費 等支払方法、入院・外来の種別、 紹介の状況、病床の種別等	全国の医療施設を利用する患者 / 医療施設は病院約6,500、 一般診療所約6,000、歯 科診療所約1,300を抽出	3年 直近は 平成29年実施	11月下旬
国民健康・栄養調査 (一般統計調査) 健康局 健康課	国民の身体の状況、栄養摂取量及 び生活習慣の状況等を明らかにし、 国民の健康の増進の総合的な推進 を図るための基礎資料を得る。	取状況(食品名、摂取量)、身長、	全国の世帯及び世帯員 (約5,700世帯約15,000人 を抽出)	毎年	集計後 速やかに公表
薬事工業生産動態統計調査 (基幹統計調査) (医政局	医薬品、衛生材料、医療機器、医薬部外品及び再生医療等製品の生産及び輸出入の実態を明らかにし、 薬事行政の基礎資料を得る。	薬効分類・用途区分別等の生産・	医薬品、医薬部外品、医 療機器及び再生医療等製 品の製造販売事務所及び 製造所	毎月	月報:調査月の 翌々月 年報:翌年中
経済課 医療 経済 実態調査 (医療機関等調査) (一般統計調査) 中央社会保険医療協議会 (保険局医療課)	病院、一般診療所及び歯科診療所 並びに保険薬局における医業経営 等の実態を明らかにし、社会保険 診療報酬に関する基礎資料を整備 する。	損益、職種別常勤職員給料等 (一般診療所用)	全国の社会保険による診療等を行っている医療機関等 (病院:抽出率 1/3) 一般診療所: 〃 1/20 歯科診療所: 〃 1/50 保険薬局: 〃 1/25/	2年 値近は 平成29年実施	11月上旬
(保険局医療課) 医療経済実態調査 (保険者調査) (一般統計調査) 中央社会保険医療協議会 (保険局調査課)	医療保険の保険者の財政状況の実態を把握し、社会保険診療報酬に 関する基礎資料を整備する。	(土地に関する調査) 施設の種類、面積、取得価額、時 価評価額等 (直営保養所、保健会館に関する 調査) 建物の面積、帳簿価額、利用者数、 経営収支	全国の健康保険組合及び 共済組合	2年 直近は 平成29年実施	11月上旬
受療行動調査 (一般統計調査)		診察等までの待ち時間、診察時間、 病院を選んだ理由、医師から受け た説明の程度、今後の治療・療養	全国の一般病院を利用する患者 (約500施設)	3年 値近は 平成29年実施	9月中旬

調査名	目的	事 項	対象	調査周期	公表時期
生活衛生関係営業経 営実態調査 医薬・生活衛生局 生活衛生課	生活衛生関係営業の経営の実態及び社会経済的諸条件について調査し、健全な経営に必要な将来展望を明らかにする業種別の経営指導指針を作成するための基礎資料を得る。	店舗の状況、経営状態、従業者、 施設、設備、経営者意識に関する 事項	調査時において行政需要 を勘案して選定した業種 の営業施設	毎年	調査時より おおむね1年後
食中毒統計調査 (業務統計) 医薬・生活衛生局 食品監視安全課	食中毒の患者並びに食中毒死者の 発生状況を把握し、食品衛生対策 の基礎資料を得る。	原因となった家庭・業者・施設等 の所在地、名称、発病年月日、原 因食品名、病因物質、患者数、死 者数等	全国の保健所	毎月	3月中旬
食肉検査等情報還元 調査 (一般統計調査・ 業務統計) 医薬・生活衛生局 食品監視安全課	と畜場等における食用に供するために行う獣畜の処理事業、食鳥処理の事業の実態を把握し、都首時間等を通して、データを家をいたであることにより、で変全性を確保するとともに、では一次では、一次できる体制を構築し、円滑な行政推進を図るための基礎資料を得るものである。	と畜場数、と畜状況、と畜検査頭数、食鳥処理場数、食鳥処理場数、食鳥処理場数、食鳥処理衛生管理者数、届出食肉販売業者数、食鳥検査羽数、化製場及び魚介類鳥類等製造貯蔵施設数等、死亡獣畜取扱場数、畜舎及び家きん舎数	都道府県、保健所を設置する市及び特別のる事場内ので表現のでは、現代のでは、現代のでは、現代のでは、では、現代のでは、では、ないのでは、都道のでは、都道のでは、都道のでは、都道のでは、都道のでは、都道のでは、を設置する。)	毎年	集計後 速やかに公表

4 雇用統計

調査名	目的	事項	対 象	調査周期	公表時期
毎月勤労統計調査 (基幹統計調査) 全国調査	常用労働者を5人以上雇用する事業所の雇用、給与及び労働時間について全国的変動を明らかにする。	賃金、労働時間、常用労働者数、 常用労働者の種類等	日本標準産業分類(平成 25年10月改定)による 16大産業、事業所規模5 人以上の事業所	毎月	速報 調査月の 翌々月初め 確報 調査月の 翌々月中旬
地方調査	常用労働者を5人以上雇用する事業所の雇用、給与及び労働時間について都道府県別の変動を明らかにする。	全国調査に同じ	全国調査に同じ	全国調査に同じ	速報 調査月の 翌々月中
特別調査 政策統括官付 雇用・賃金福祉統計室	1~4人の常用労働者を雇用する 小規模事業所の雇用、給与及び労 働時間の実態を明らかにする。	賃金、労働時間、常用労働者数、 勤続年数等	16大産業、事業所規模1 〜4人の事業所	毎年	12月
雇用動向調查 (一般統計調查) 政策統括官付 雇用・賃金福祉統計室	主要産業における入職・離職・未 充足求人の状況並びに入職者、離 職者に係る個人別の属性及び入 職・離職に関する事情等を調査し、 雇用労働力の産業、規模、職業及 び地域間の移動の実態を明らか にすることを目的とする。	未充足求人数等 入職者一入職経路、前職の有無、 離職期間、賃金変動状況等	日本標準産業分類(平成 19年11月改定)による 16大産業、事業所規模5 人以上の事業所、調査年 中の調査事業所における 入職者及び離職者	年2回	年計8月、 上半期12月
雇用の構造に関する 実態調査 (一般統計調査) 平成29年:派遣労働 者実態調査	労働者派遣の実態等について、事業所側、派遣労働者側の双方から把握し、労働者派遣法改正前後の実態の変化も把握することで、労働者派遣制度に関する諸問題に的確に対応した施策の立案等に資することを目的とする。	させる主な理由、派遣労働者を受 け入れない場合の主な理由、派遣	25年10月改定)による	不定期	平成30年9月予定

調査名	目的	事項	対象	調査周期	公表時期
		(派遣労働者調査) 個人の属性、派遣の種類、登録型 派遣労働者の派遣元事業所の登録 数、これまでの派遣就業に関する 状況、現在の派遣就業に関する状況、派遣元・派遣先への要望、派 遣元・派遣先の正社員等の募集情 報の提供の有無及び応募の有無、 紹介予定派遣について、労働者派 遣制度に関する情報の把握状況、 今後の働き方の希望			
労働経済動向調査 (一般統計調査) 政策統括官付 雇用・賃金福祉統計室				年4回	3月中旬、6月中旬、9月中旬、 12月中旬、
労使関係総合調査 (一般統計調査) ①労働組合基礎調査	我が国におけるすべての労働組合を対象として、労働組合数、労働組合員数、加盟組織系統等の状況を調査し、労働組合及び労働組合員の産業別、地域別、加盟上部組合別の分布等労働組合組織の実態を明らかにする。	労働組合の種類、適用法規、組合 員数、加盟上部組合の系統等	全国のすべての労働組合	毎年	12月
②実態調査	労働組合の組織及び労働組合の活動の実態、団体交渉や労働協約締結・労働争議に係る状況、労使コミュニケーションの状況等労使関係の実態を明らかにする。	労働組合の属性に関する事項、労	業所における労働組合員	毎年	6月
雇用·賃金福祉統計室 労働争議統計調査 (一般統計調査) 政策統括官付 雇用·賃金福祉統計室	我が国における労働争議の状況を 明らかにする。	労働協約の承継に関する事項 争議の総参加人員、行為参加人員、 争議行為形態別期間、争議行為形態 態別行為参加人員、争議行為形態 別労働損失日数等	全争議	毎月	8月
家内労働等実態調査 (一般統計調査) 雇用環境・均等局在宅労働課	家内労働の実態を把握し、家内労 働対策を推進するための基礎資料 を得る。	委託者の委託条件等	全国の委託者及び家内労 働者の中から一定の方法 で抽出	3年 直近は 平成29年実施	調査年度の 3月を予定
		男女雇用機会均等法に基づく企業 における女性の採用、配置・昇進 等の雇用状況及び育児・介護休業 制度の規定・運用状況等に関する 事項等	16大産業に属する常用労	毎年	7月予定
能力開発基本調查 (一般統計調查) 人材開発統括官付 人材開発政策担当参事官室	我が国の企業、事業所及び労働者の能力開発の実態を明らかにし、職業能力開発行政に資する。	(企業調査) 企業の概要、OFF-JT及び自己啓 発支援に支出した費用等 (事業所調査) 事業所の概要、教育訓練の実施状 況、人材育成、キャリア形成支援、 技能の継承等 (個人調査) 労働者の属性、教育訓練受講状況、 自己啓発実施状況、職業生活設計 等	(企業調査) 日本標準産業分類に定める15大産業であって、常用労働者30人以上の民営企業(事業所調査) 日本標準産業分類に定める15大産業であって常用労働者30人以上の民営事業所 (個人調査) 事業所調査の対象事業所に就業している常用労働者	毎年	3月予定

5 賃金福祉統計

調査名	目的	事項	対 象	調査周期	公表時期
賃金構造基本統計調查 (基幹統計調查) 政策統括官付 賃金福祉統計室	主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにする。	きまって支給する現金給与額、年間賞与その他特別給与額、労働者の種類、職種、役職、性、年齢、最終学歴、勤続年数、新規学卒者の初任給額等	16大産業に属する5人以 上の常用労働者を雇用す る民営事業所(5~9人の 事業所については企業規 模が5~9人の事業所に限 る)及び10人以上の常用 労働者を雇用する公営事 業所及び労働者	毎年	11月 (初任給) 2月 (全国及び都道府 県別)
財	我が国の企業の賃金制度、労働時間制度、労働費用、福祉施設・制度、 退職給付制度、定年制等について 総合的に調査し明らかにする。		16大産業に属する常用労働者30人以上の民営企業	毎年	10月
賃金引上げ等の実態 に関する調査 (一般統計調査) 政策統括官付	労働組合のない企業を含めた民間 企業における賃金・賞与の改定額、 改定率、賃金・賞与の改定方法、 改定に至るまでの経緯等を把握す る。	1人平均賃金の改定額・改定率、 賃金の改定方式、賃金の改定事情、 賞与支給状況、賞与決定方式等	15大産業に属する常用労働者100人以上の会社組織の民営企業(ただし、製造業、卸売業、小売業は30人以上)	毎年	11月
賃金福祉統計室					
労働災害動向調査 (一般統計調査)	主要産業における年間の労働災害の発生状況を明らかにする。	延べ実労働時間数、労働災害による労働不能程度別死傷者数及び延 ベ休業日数等	(事業所調査) 主要産業に属する常用労 働者10人以上の事業所 (ただし、常用労働者10 ~29人は製造業の特定8 産業のみ)	(事業所調査) 毎年	(事業所調査) ・常用労働者100 人以上の事業所 5月 ・常用労働者10 人以上の事業所 11月
政策統括官付 賃金福祉統計室			(総合工事業調査) 労働者災害補償保険の概算保険料が160万円以上または工事の請負金額が税抜き1億8,000万円以上(保険関係成立年月日が平成27年3月31日以前の工事現場については、税込み1億9,000万円以上)の工事現場	(総合工事業 調査) 半年	(総合工事業 調査) 5月
労働安全衛生調査 (実態調査) (一般統計調査) (一般統計調査) 政策統括官付 資金福祉統計室	業生活における不安やストレス、 受動喫煙等の実態について把握	(事業所調査) 企業及び事業所に関する事項、定業及び事業所に関する事項、を主管理体制に関する事項を関する事項を関する事項を関立を関するを関するに関する事性の大力とのでは、大力を表している。まりものものものでものものでものでものでものでする。まりものものでものでものでものでする。まりものものでものでものでものでものでする。まりものでものでものでものでものでする。まりものでものでものでするのでものでする。まりものでものでものでものでものでものでものでするのでものでものでものでものでものでものでものでものでものでものでものでものでもの	業、建設業、製造業、製造業、製造業、製造業、製造業、製造業、外域に対している。 業、情報、知力・大学をできます。 業、情報、知力・大学をできます。 、一大学をできますなななななななななななななななななななななななななななななななななななな	5年 直近は 平成29年実施	9月

調査名	目的	事項	対 象	調査周期	公表時期
労働安全衛生調査 (労働環境調査) (一般統計調査) 政策統括官付	危険有害業務の状況及び労働環境 の変化等の労働者への影響を把握 し、快適な職場環境の形成など労 働安全衛生対策の推進に資する。	(事業所調査) 事業所に関する事項、職場環境に 関する事項、有害業務従事労働者 の健康管理に関する事項、化 学物質管理に関する事項 (労働者調査) 労働者の属性に関する事項、職場 環境に関する事項、有害業務に関 する事項、有機溶剤に関する事項、 化学物質に関する事項 (ずい道・地下鉄工事現場調査) 工事現場に関する事項、 工事現場に関する事項、 が前・地下鉄工事現場 の作業環境に関する事項、 抑制対策に関する事項等	運輸業 (道路貨物運送業に限る。)、サービス業(洗濯・理容・美容・自動を開業、機械等修理業、角質等の民営事業のの民営事業所(労働者割所の民営事業所(労働者調査)とは事業が働者(ずい道・地下銀場作業・地下鉄新設工事に関係を関するの民党事業所の対しまままり、で労働者が、は、事、ので労働者が、のの、のの、のの、のの、のの、のの、のの、のの、のの、のの、のの、のの、のの	5年 直近は 平成26年実施	9月
賃金福祉統計室 賃金事情等総合調査 中央労働委員会	労働争議の調整の参考資料	①賃金事情調査(賃金体系、諸手当の内容、賃金改定状況、モデル所定内賃金等) ②退職金、年金及び定年制事情調査(退職金、年金制度の内等、支給の実態、モデル退職金等) ③労働時間、休日・休暇調査(年間所定労働時間、年間休日日数所定外労働の割増賃金率、年次有給休暇、特別休業・休暇制度、ワーク・ライフ・バランスへの取組状況等)	9,000万円以上の工事現場 資本金5億円以上、労働 者1,000人以上の企業の 中から、独自に選定した 企業	①は毎年 ②、③は隔年	集計が完了 次第
最低賃金に関する実 態調査 (一般統計調査) 労働基準局 賃金課	中小零細企業又は事業所の労働者 の賃金の実態及び賃金改定の状況 等を把握し、中央最低賃金審議会 及び地方最低賃金審議会における 最低賃金の決定及び改正等の審議 のための基礎資料を得る(最低賃 金に関する基礎調査票、賃金改定 状況調査票を使用)。	賃金改定実施状況別事業所割合、 事業所の平均賃金改定率、一般労 働者及びパートタイム労働者の賃 金上昇率等	賃金改定状況調査票については、製造業、卸食サービスは、製造業、飲食は、小売業、飲食は、中でのでは、大力をでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ない	毎年	7月以降 最低賃金審議会 の資料として公 表
大学、短期大学、高 等専門学校及び専修 学校卒業予定者の就 職内定状況等調査 (一般統計調査) 職業安定局 若年者雇用対策室	毎年3月に大学・短期大学・高等 専門学校及び専修学校を卒業する 予定の学生・生徒について就職内 定状況等を把握し、就職問題に適 切に対処するための参考資料を得 る。	・調査対象校における調査対象母集団数 ・調査対象校における本調査の調査対象者数(標本数) ・調査対象者の進路希望 ・就職希望者の在学校における専攻内容 ・調査対象者が企業等より内定を受けた時期	文部科学省及び厚生労働 省において、設置者・地 域の別を考慮して全国か ら抽出した大学(62校(う ち、国立大学21校、公 立大学3校、私立大学38 校))短期大学(20校)、 高等専門学校(10校)、 及び専修学校(20校)の 卒業予定者のうちから、 一定の方法により抽出し た6,250人	年4回 (10月、12月、) 2月、4月	· 10月調查 · 11月中旬 · 12月調查 · 01月中旬 · 2月調查 · 3月中旬 · 4月調查 · 5月中旬
一般統計調査 (一般統計調査) 労働基準局 労災管理課	請負による建設事業について、賃 金実態を把握し、労災保険料の算 定に用いる労務費率の改定の基礎 資料とする。	工事の請負金額、保険料、支払賃 金額等	建設事業	原則として3年	労働政策審議会 労働条件分科会 労災保険部会の 資料として公表

調査名	目的	事 項	対象	調査周期	公表時期
障害者雇用実態調査	主要産業の民営事業所における身	(事業所調査)	(事業所調査)		
(一般統計調査)	体障害者、知的障害者及び精神障	障害のある雇用労働者の障害の種	18大産業に属する常用労		
	害者の雇用者数、雇用管理上の措	類・程度、給与、労働時間、勤続	働者5人以上の民営事業		
	置等を調査するとともに、雇用さ	年数、雇用状況等	所	5年	
	れている障害者本人に対し、職場	(個人調査)	(個人調査)	/ 直近は \	12月
	環境・職場生活等を調査し、その	上記事業所に雇用されている障害	上記の事業所調査の対象	平成25年実施/	
	実態を明らかにし、今後の障害者	者個人の住居、生活状況、離職理	事業所に雇用されている		
職業安定局雇用開発部	の雇用施策の検討及び立案に資す	由、職場における配慮の状況等	身体障害者、知的障害者		
障害者雇用対策課	る。		及び精神障害者		